

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	株式会社日立製作所
【英訳名】	Hitachi, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 徳永 俊昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 佐々木 麻有
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 佐々木 麻有
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

株式会社日立製作所（執行役社長兼CEO：徳永俊昭、以下「当社」といいます。）は、2026年3月23日、当社執行役社長の決定により、当社の従業員並びに海外子会社を含む一部の当社子会社（以下「対象子会社」といいます。）の取締役及び従業員の一部（以下「対象従業員等」といいます。）に対して、譲渡制限付株式報酬ユニット（以下「RSU」といいます。）を付与し、一定の条件を充足した場合にRSUと引き換える形で信託から当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託及び株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託と称される仕組みを用いた譲渡制限付株式報酬ユニット制度（以下「RSU制度」といいます。）の運用を開始し（RSU制度に係るRules of The Hitachi Group Restricted Stock Units Plan及び株式交付規程（以下「規程等」といいます。）を制定し対象従業員等へその内容を知らせることを含みます。）、2027年3月31日で終了する1事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として対象従業員等に対し当該年度に係るRSUを付与するとともに、信託に対する自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことといたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号及び同項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に関する事項

(1) 有価証券の種類及び銘柄

株式会社日立製作所 普通株式

(2) 株式の内容

発行又は処分数 6,253,291株
（内訳）BIP信託 0株
ESOP信託 6,253,291株

注1：当社は、2026年3月23日、執行役社長の決定により、RSU制度に基づき対象従業員等に交付等を行うことが見込まれる当社株式を管理するために、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬BIP信託契約（以下「本BIP信託契約」といい、本BIP信託契約に基づき設定されている信託を「本BIP信託」といいます。）及び株式付与ESOP信託契約（以下「本ESOP信託契約」といい、本ESOP信託契約に基づき設定されている信託を「本ESOP信託」といいます。）を締結し、また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、本BIP信託及び本ESOP信託に係る信託財産の保管・決済等のため共同受託に関する合意書を締結することといたしました。

上記「発行又は処分数」には本自己株式処分により本BIP信託及び本ESOP信託に処分する当社株式（13,404,825株）のうち、対象期間において海外の対象従業員等に交付等が見込まれる株式の数を記載しております。本自己株式処分の割当予定先は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）です。

注2：本自己株式処分は、RSU制度に基づき、対象期間に対象従業員等に付与され、付与後3事業年度にわたり権利確定を予定するRSUに対応する株式に加え、次事業年度に付与を予定しているRSUに対応する株式を予め確保するため、実施するものです。

本自己株式処分に係る募集事項は、以下のとおりです。

(i) 募集株式の数 13,404,825株（内BIP信託412,456株、ESOP信託12,992,369株）

(ii) 募集株式の払込金額 1株につき4,849円

(iii) 現物出資に関する事項 該当事項はありません。

(iv) 払込期日 2026年4月7日

(v) 増加する資本金及び資本準備金 該当事項はありません。

発行価格又は処分価格及び資本組入額

(i) 発行価格又は処分価格 4,849円

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

注1：発行価格又は処分価格は、本自己株式処分に係る1株あたりの払込金額を記載しており、2026年3月19日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の普通取引の終値としております。

注2：本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

発行価額又は処分価額の総額及び資本組入額の総額

(i) 発行価額又は処分価額の総額 30,322,208,059円

(ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 発行又は処分方法

当社は本BIP信託及び本ESOP信託に対して本自己株式処分を行い、本BIP信託及び本ESOP信託を通じて当社株式を海外の対象従業員等に割り当てます。

(4) 引受人の名称

該当事項はありません。

(5) 募集を行う地域

海外市場

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

RSU制度は株式報酬制度であり、海外の対象従業員等による払込みは行われません。本自己株式処分に係る本BIP信託及び本ESOP信託による払込みは、当社が本BIP信託及び本ESOP信託に拠出した金銭を原資にして行われるため、当社に実質的な手取金はありません。

(7) 新規発行年月日又は受渡年月日

本自己株式処分に係る本BIP信託及び本ESOP信託の払込期日は、2026年4月7日です。海外の対象従業員等に対する当社株式等の交付等の時期及び条件は国内の対象従業員等と同じであり、後掲「 . 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項」「(5)勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」の記載をご参照ください。

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所

(9) その他の事項

当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 466,666百万円

発行済株式総数 普通株式 4,581,560,985株

注：当社は新株予約権を発行しているため、資本金の額及び発行済株式総数は2025年12月31日現在の数字を記載しております。

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に関する事項

(1) 銘柄

株式会社日立製作所 普通株式

(2) 株式の内容

発行又は処分数 365,154株

(内訳) BIP信託 86,294株

ESOP信託 278,860株

注1：上記発行又は処分数には本自己株式処分により本BIP信託及び本ESOP信託に処分する当社株式(13,404,825株)のうち、対象期間において国内の対象従業員等に交付等が見込まれる株式の数を記載しております。

注2：本自己株式処分に係る募集事項は、前掲「企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に関する事項」「(2) 株式の内容」注2のとおりです。

発行価格又は処分価格及び資本組入額

(i) 発行価格又は処分価格 4,849円

(ii) 資本組入額 該当事項はありません。

注1：発行価格又は処分価格は、本自己株式処分に係る1株あたりの払込金額を記載しており、2026年3月19日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の普通取引の終値としております。

注2：本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

発行価額又は処分価額の総額及び資本組入額の総額

(i) 発行価額又は処分価額の総額 1,770,631,746円

(ii) 資本組入額の総額 該当事項はありません。

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

国内の対象従業員等

当社従業員 230名

対象子会社の取締役及び執行役員等 61名

対象子会社の従業員 10名

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係
対象子会社は全て当社の連結子会社（完全子会社を含みます。）です。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

対象従業員等に対する当社株式等の交付等の時期

R S U制度は、当社が、各対象従業員等に予め定める数のR S Uを付与し、付与後3事業年度にわたり、3分の1ずつ権利確定するR S Uに対して、各事業年度終了後に当社株式等の交付等を行う事後交付型株式報酬制度です。

ただし、対象従業員等が死亡、任期満了その他当社が認める正当な理由により退任・退職した場合には、必要に応じて、合理的に調整を行った数の当社株式等の交付等を行います。

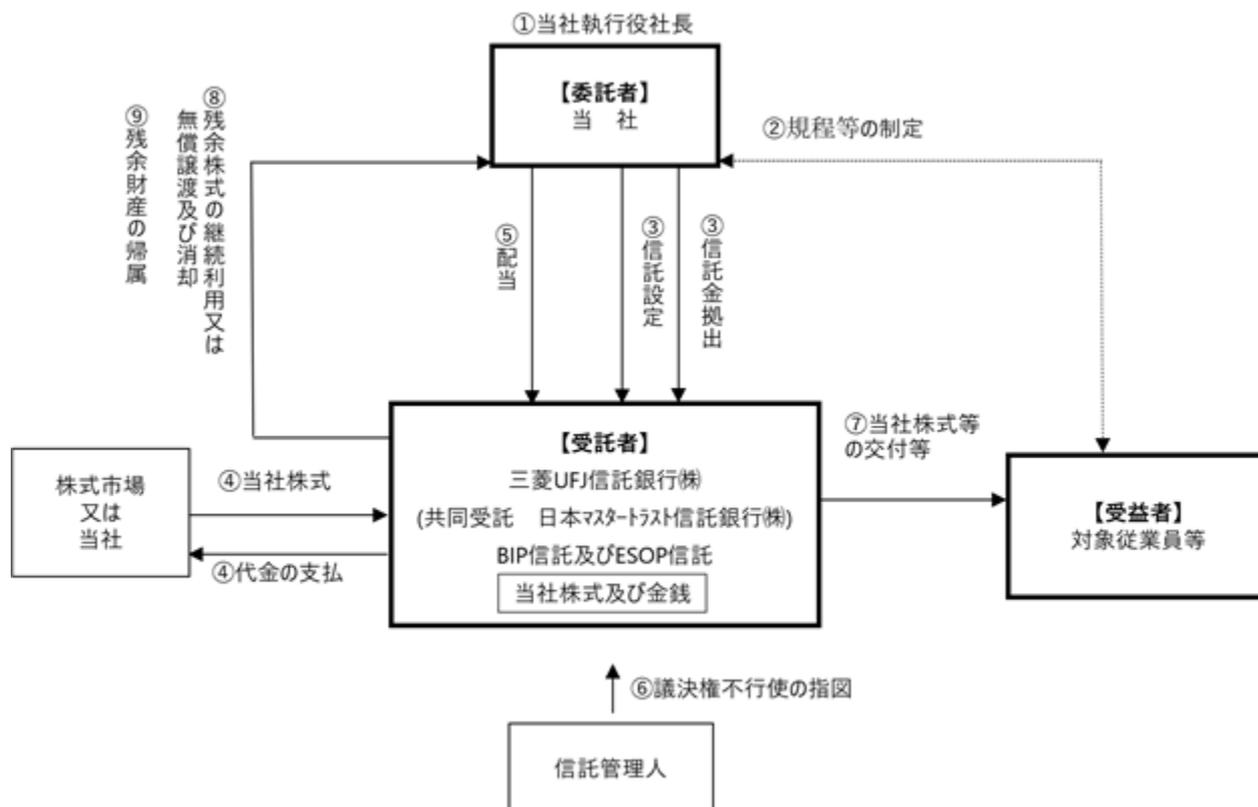
譲渡制限の内容

上記のとおり、金融商品取引法施行令第2条の12第1号に規定する譲渡制限期間満了前に、本B I P信託及び本E S O P信託から対象従業員等に対して当社株式が交付されることはありません。本B I P信託及び本E S O P信託から対象従業員等に交付する当社株式には譲渡制限は付しません。

失権事由

対象従業員等に一定の非違行為があったと当社が判断した場合、当該対象従業員等が当社及び当社の関連会社の役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合（当社が正当と認める理由による場合を除きます。）、その他R S U制度に定める一定の事由に該当した場合、当社の判断により、R S U制度に基づく当社株式等の交付等を受ける権利の一部又は全部を喪失するものとし、当社株式等の交付等はいりません。

< 本 B I P 信託及び本 E S O P 信託の仕組み >



R S U制度の導入に関して、当社は取締役会より権限移譲を受けた執行役社長の決定を得ます。

当社は、R S U制度に係る規程等を制定します。

当社は、当社及び各対象子会社の対象従業員等に対する報酬の原資及び信託の管理・運営費用（以下「信託費用準備金」といいます。）として、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する対象従業員等を受益者とする本 B I P 信託及び本 E S O P 信託を設定します。

本 B I P 信託及び本 E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場又は当社から取得します。

本 B I P 信託及び本 E S O P 信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

本 B I P 信託及び本 E S O P 信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、対象従業員等は、規程等に従い、毎年一定の R S U の付与を受けた上で、付与後 3 事業年度に亘り、3 分の 1 ずつ権利確定した R S U に基づき、本 B I P 信託又は本 E S O P 信託から当社株式等の交付等を受けます。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度と同種の株式交付制度として本 B I P 信託及び本 E S O P 信託を継続利用するか、又は、本 B I P 信託及び本 E S O P 信託を終了する場合は、当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを消却する予定です。

信託期間の満了時に生じた本 B I P 信託及び本 E S O P 信託内の残余金銭は、本 B I P 信託及び本 E S O P 信託を継続利用する場合には株式取得資金等として活用されますが、終了する場合は、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

対象従業員等に交付等を行う当社株式は、当該対象従業員等が、受益者要件を満たして交付等を受けるまでの間、日本スタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口）及び日本スタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口）において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(7) 本 B I P 信託及び本 E S O P 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

規程等に基づき付与されたポイントに応じた当社株式等について、当該信託から交付等を受けることができる権利です。

当該信託を用いて国内の対象従業員等に交付する予定の当該株券等の総数又は総額
365,154株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

対象従業員等

(8) 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

以上